

飯塚市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年3月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第4号

飯塚市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤(職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤(職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満

である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満

である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満

である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満

である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満

である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満

である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700

円

(3) (略)

3 (略)

4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

5～7 (略)

(3) (略)

3 (略)

4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

5～7 (略)

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年飯塚市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="221 475 322 507">附 則</p> <p data-bbox="125 539 1093 632">(飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p data-bbox="125 663 1099 817">第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。</p> <p data-bbox="159 849 1043 880">(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p data-bbox="125 912 304 944">第7条 (略)</p> <p data-bbox="125 976 286 1008">2・3 (略)</p> <p data-bbox="125 1040 1099 1193">4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、飯塚市職員の給与に関する条例第16条第2項及び第19条第2項の規定を適用する。</p> <p data-bbox="125 1289 1081 1382">5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>飯塚市職員の給与に関する条例第26条第3項</u>の規定を適用する。</p>	<p data-bbox="1223 475 1323 507">附 則</p> <p data-bbox="1122 539 2089 632">(飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p data-bbox="1122 663 2096 817">第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>第6条の規定による改正後の</u>飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。</p> <p data-bbox="1155 849 2040 880">(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p data-bbox="1122 912 1301 944">第7条 (略)</p> <p data-bbox="1122 976 1283 1008">2・3 (略)</p> <p data-bbox="1122 1040 2096 1257">4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>第9条の規定による改正後の</u>飯塚市職員の給与に関する条例(以下「<u>新給与条例</u>」という。)第16条第2項及び第19条第2項の規定を適用する。</p> <p data-bbox="1122 1289 2078 1382">5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例第26条第3項</u>の規定を適用する。</p>

6 飯塚市職員の給与に関する条例第29条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 (略)

8 飯塚市職員の給与に関する条例附則第19項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

6 新給与条例第29条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 (略)

8 新給与条例附則第19項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。